

6月
から

市役所開庁時間を変更します

問 企画政策課 ☎56-0600

6月1日(月)から市役所の開庁時間が変わります。この変更は、**業務体制の見直しによる効率化を進め、市民サービスの向上や行政手続きのさらなるオンライン化を図る**ために実施するものです。



Q1 なぜ開庁時間を変更するのですか？

A1 市民サービスの品質、利便性の向上と業務効率化のためです。

近年、電子申請やコンビニでの証明書交付が広がり、今後、さらなるオンライン化が進むことが見込まれます。その一方で、勤務時間と窓口・電話の受付時間が同じであったため、始業前の準備や終業後の処理のために時間外勤務が常態化しているという課題がありました。

開庁時間を見直すことで時間外勤務を減らし、業務の効率化を図るほか、業務改善や中長期的な市民サービスの品質、利便性の向上に集中して取り組めるようにします。また、労働環境の改善につなげ、人材の確保を目指していきます。

Point

- ✔ 職員の勤務時間は変更ありません
- ✔ 捻出した時間で業務効率化をすすめ、よりよい市民サービスにつなげます
- ✔ オンライン化を進め、行政手続きのさらなる利便性向上を目指します



Q2 開庁時間はどのように変わりますか？

A2 変更後 9:00～16:00

市役所本庁舎・西庁舎(公民館除く)・北庁舎・保健センター窓口および電話の受付時間が変わります。公民館(西庁舎)の開館時間(9:00～21:00)に変更はありません。



Q3 市役所に来庁しなくても利用できるサービスはありますか？

A3 はい、あります。

来庁不要のコンビニ交付や電子申請、郵送でもできる手続きがあります。

コンビニ交付

マイナンバーカードがあれば全国のコンビニ等で証明書が取得できます。

- ▶ 住民票の写し
- ▶ 戸籍謄本
- ▶ 印鑑登録証明書 ほか

電子申請

パソコンやスマートフォンから申請でき、時間や場所を選ばず手続きができます。

- ▶ 粗大ごみ受付
- ▶ 引越手続(マイナポータル)
- ▶ 児童手当各種申請 ほか

郵便申請

申請書を郵送して手続きができ、来庁不要で証明書を取得できます。

- ▶ 住民票の写し
- ▶ 戸籍謄本
- ▶ 所得課税証明書 ほか